



現在の真蔵院（小金井市）



御門訴事件に参加した12か村

日本橋浜町へ向けて出発しました。しかしこれは、村役人の説得によって中止されます。

農民たちの行進に東京は騒然 品川県は武力で抑圧

明治3（1870）年、年が明けても忠左衛門、伊左衛門は宿預となつたまま、村には帰ってきませんでした。さらに、1月7日には12か村の村役人が県庁に招集され、県側の要求を拒否した全員が宿預となつてしまいます。

この対応に業を煮やした12か村は、再び決起。1月10日夕方、4、5日分の弁当を用意し、蓑笠姿で品川県庁へ向けて行進を開始しました。その数は記録によってまちまちですが、700から800人ほどだったといわれています。

こうした徒党を組んでの運動に、東京中が騒然となったのは言うまでもありません。10日夜、県庁に詰めかけた農民たちは、県庁の門内に入れば強訴となるため、あくまでも門前から訴状を提出して嘆願する門訴をします。しかし品川県の「知事を引き出すつもりか」という声に対し、農民が「左様」と答えると即座

に門が開かれ、武器を持たずに訴える農民たちに対して「不屈至極なる百姓ばら、太刀の続く限り切り捨てよ」との命令のもと、農民めがけて切り込み、大砲も打ち出すという武力で事態の収束にあたりました。

これによって多数の逮捕者が出るのと同時に、県側は「12か村を古の原野になすとも、県の規則を執行しなければ相成らず」と姿勢を変えず、厳しい取り調べが始まります。取り調べには「痛吟味」という拷問が用いられたとされ、野中新田名主・定右衛門、上保谷新田百姓・国蔵は獄死、そして忠左衛門は病気で出獄後に死亡するなど、犠牲者を出しました。

県は18日には村々に告諭の高札を立て、村役人らに先導された百姓らの罪は問わないとし、この事件は幕を閉じることとなります。

御門訴事件がもたらしたものは

こうした犠牲を払った末の結果は、どうだったのでしょうか。

御門訴事件の経緯

●明治2（1869）年

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 11月 5日 | 品川県が社倉政策を県下の村々に命じる。 |
| 12月 5日～ | 村役人らが県に対し「歎願書」を提出。以降数度の交渉の末に妥協案が成立。 |
| 12月19日 | 妥協案が県知事により否認される。 |
| 12月22日 | 県に対し、改めて「歎願書」を提出。 |
| 12月24日 | 忠左衛門ら4名が県庁へ出頭。 |
| 12月26日 | 県は忠左衛門と伊左衛門の2名を拘留。 |
| 12月28日 | 農民が門訴のため県庁へ向かうが中止。 |

●明治3（1870）年

- | | |
|-------|--------------------|
| 1月10日 | 門訴を執行。県の武力行使により収束。 |
| 1月17日 | 忠左衛門らが逮捕される。 |
| 1月18日 | 各関係村々に告諭の高札が立てられる。 |

品川県に農民が望んでいた当初の要求通り、米の供出は3分の1に減りました。そして、明治4（1871）年の廃藩置県により社倉政策は頓挫していきま

す。その後、それまで積み立てた社倉金の返還が行われ、この戻し金の一部を使って明治27（1894）年に建立されたのが冒頭で紹介した「倚錫碑」です。碑文は神奈川県知事を勤め、自由党副総裁となった中島信行によって書かれたものであり、中島はこうした民衆運動に強い共感を持ってその任を受けたとされています。